

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成25年3月25日(月)午後3時00分から午後4時10分まで

2 開催場所 市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(27名)

1番 鈴木正夫 委員	2番 菱木信治 委員
3番 伊能正啓 委員	4番 熱田幸子 委員
5番 鈴木一郎 委員	6番 江波戸博 委員
7番 大木岩五郎 委員	8番 岩井淳 委員
9番 渡邊弘仁 委員	10番 實川元久 委員
11番 塚本虎之助 委員	12番 二村正美 委員
13番 伊藤定夫 委員	14番 川口京子 委員
15番 太田忠治 委員	16番 大木清 委員
17番 及川誠 委員	18番 大木一夫 委員
19番 伊藤秀雄 委員	20番 加瀬浩市 委員
21番 林豊 委員	22番 増田正義 委員
23番 大木傳一郎 委員	24番 石毛利雄 委員
25番 菅谷守夫 委員	26番 伊藤幸夫 委員
27番 熊切清 委員	

4 欠席委員(0名)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 7件

議案第3号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明について 2件

議案第4号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について 2件

議案第5号 農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)について (別冊)

議案第6号 平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について (別冊)

議案第7号 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について (別冊)

その他

6 事務局職員出席者
(農業委員会事務局)
事務局長ほか2名

7 会議の概要

事務局 ただ今から平成25年度3月定例農業委員会総会を開会いたします。
はじめに、増田会長より御挨拶をお願いいたします。

増田会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦労様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、ち
ょう心より感謝申し上げます。

事務局 本日、出席委員は27名中27名で定足数に達しておりますので、総会
は成立しております。
それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること
となっておりますので、以降の議事の進行は増田会長にお願いします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題とい
たします。
お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名に
て御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、17番及川誠委員18番大木一夫委員を指名
いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申
請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号、番号2番、3番は賃借権に関する件、番号1番は所有権移
転に関する件であります。

【議案第1号、番号1番から3番を議案書をもとに朗読】

番号1番から3番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項
各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 ただいまの説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお願いします。

13番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農をしています。申請地は自作地に隣接した農地で耕作の効率も良く、また作付計画からみても周辺の、農地利用に影響は少ないと思います。後継者も意欲的に営農をしており労働力などからみても問題ないと思われま

10番 番号2番について、当該地区は基盤整備事業の事業区域となっています。事業完了後には互いの農地を交換し農地の集積を図ることとなるのですが、事業期間の違いにより、完了が早い事業区域内農地について、交換に先立ち賃貸借するものです。譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、問題ないと思われま

3番 番号3番について、譲受人は意欲的に営農をしており、所有農機具の状況、労働力からみても問題ないと思われま

議 長 ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑を打ち切ること

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めま

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2号の議案書を御覧下さい。今月の農地法第5条の許可申請は、7件でございます。

【議案第2号、番号1番から7番を議案書をもとに朗読】

事務局 番号1番の申請地は、現況畑224㎡を借受け専用住宅を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番の申請地は、現況畑496.17㎡を譲受け専用住宅を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番の申請地は、現況畑558㎡を譲受け車両置場を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番の申請地は、現況畑569㎡を借受け専用住宅を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番の申請地は、現況畑271㎡を譲受け専用住宅を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号6番の申請地は、現況畑398.7㎡を譲受け専用住宅を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号7番の申請地は、現況畑238㎡を借受け専用住宅を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただいまの事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

13番 番号1番について、申請者は現在集合住宅に住んでいますが、定年後は義母の面倒を義姉家族と一緒に見ていきたいと考えています。また将来自分が年老いた時には義姉家族と互いに支えあっていきたいとのことです。

義姉の住居の隣接地へ専用住宅を計画し、現在の住宅は売却することとなっています。資金等を含む事業計画からも申請目的の実現が可能であると思います。申請地は第3種農地の中で住宅化が進行しており、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

9番 番号2番について、申請者は2世帯住宅の建替えを計画しましたが、敷地の形状等により現敷地での建設計画をあきらめ、新たに畑を買い求め専用住宅を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響は少ないと思います。資金計画等からも申請目的の実現が可能であると思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

15番 番号3番について、申請者は自動車販売修理業を営んでいます。事業用

地が不足することとなり、事業地の隣接地に新たに車両置場を計画するものです。申請地は第1種農地ですが、既存施設の拡張で申請面積が既存施設の敷地の面積の2分の1を超えておらず農地区分や転用目的にも問題ありません。

23番 番号4番について、現在集合住宅に住んでいますが、子供の成長に伴い祖父より畑を借受け、専用住宅を計画するものです。なお、転用の面積については、申請地の隣接道路は狭小で一部を緩衝地として利用する計画となっており、また一部は一般の排水路として使用する計画となっています。申請地は第2種農地ですが住宅化が進行しており、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

1番 番号5番について、現在賃貸住宅に住んでいますが、定年後は子供の住居の近くに居を構えたいとのこと。申請地は第2種農地で住宅化が進行しており、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

10番 番号6番について、現在共同住宅に住んでいますが、子供の成長に伴い専用住宅を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。申請目的実現の確実性についてですが、他法令の許認可について、現在関係者と調整中とのこと。農地区分や転用目的に問題ありません。

4番 番号7番について、現在両親と同居していますが、子供の成長に伴い専用住宅を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。資金等を含む事業計画からも申請目的の実現が可能であると思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

議長 事務局及び担当地区委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

23番 番号6番ですが、転用目的実現の確実性について、現時点では他法令の許可等の見込みが不鮮明とのことですので、他の案件と分けて審査・採決してはいかがかと思えます。

議長 番号6番について、ほかの案件とは別に審議・採決してはどうかとの意見がありました。これに、御意見はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号 番号6番について、ほかの案件とは別に審議・採決いたします。番号6番を除き、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」番号6番を除き質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」番号6番を除き採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

引き続き、「農地法第5条の規定による許可申請について」の番号6番について、質疑には入りません。

23番 許可は建築確認済書の交付の見込みがついた後にされたいとの意見を付け進達してはどうかと思います。

議 長 ただ今、許可は建築確認済書の交付の見込みが出た後にされたいとの意見を付け進達してはどうかとの御意見がありましたが、その他御意見ございますか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号、6番について採決に入ります。

許可は建築確認済書の交付の見込みがついた後にされたいとの意見を付け進達することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、左様決しました。

議 長 次に、議案第3号、「贈与税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。本案につきましては、去る22日現地調査会が開催されましたので、その経過報告について、各班の班長より報告をお願いいたします。

【番号1番 第4班班長の報告】

本件につきましては、去る3月22日午後1時より、贈与税の納税猶予に関する適格者証明に係る農地の現地調査を実施いたしました。対象農地は、良好に管理されていまして。

その後の意見交換では、調査した委員より農地として利用されており、問題ないのではとの意見が出されましたので、報告いたします。

【番号2番 第2班班長の報告】

本件につきましては、去る3月22日午後1時より、贈与税の納税猶予に関する適格者証明に係る農地の現地調査を実施いたしました。対象農地は、良好に管理されていまして。

その後の意見交換では、調査した委員より農地として利用されており、問題ないのではとの意見が出されましたので、報告いたします。

議 長 第4班、第2班の班長の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「贈与税の納税猶予に関する適格者証明について」採決に入ります。各現地調査班の報告のとおりを決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、左様決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 今月の農地のあっせん申し出は、2件でございます。
あっせん申出番号1番については、田5筆、畑1筆を、売買又は賃借したいとのことです。
あっせん申出番号2番については、田1筆、畑1筆を賃借したいとのこ

とです。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議ないものと認め、あっせん申出番号1番のあっせん委員に10番 實川元久委員、25番菅谷守夫委員を、あっせん申出番号2番のあっせん委員に14番川口京子委員、15番太田忠治委員を選出したいと考えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認めます。
お諮りいたします。議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」採決に入ります。

あっせん申出番号1番のあっせん委員に10番 實川元久委員、25番菅谷守夫委員を、あっせん申出番号2番のあっせん委員に14番川口京子委員、15番太田忠治委員を、選出することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって、あっせん委員は、左様決定いたしました。

議 長 次に、議案第5号、「農作業標準賃金及び標準農作業料金について」を議題といたします。本案につきましては、去る22日農政委員会が開催されましたので、その経過報告について、農政委員長より報告をお願いいたします。

【農政委員長の報告】

本件につきましては、去る3月22日午後3時30分より、市民ふれあいセンター視聴覚室において、農作業標準賃金及び標準農作業料金を定め

るため、審議いたしました。

匝瑳市においては、昨年と作業形態の変更がない点、作業料金について苦情等がない点、近隣の旭市との差額が少ないことなどの点から、昨年度と同様の作業料金で問題ないとの結論となりましたので報告します。

本総会において、承認決定されますよう御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 農政委員長の報告が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第5号「農作業標準賃金及び標準農作業料金について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第6号、平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)についてを議題といたします。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第6号平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第6号平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について、採決に入ります。

議案第6号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第7号、平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてを議題といたします。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第7号平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第7号平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、採決に入ります。

議案第7号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 お諮りいたします。本日、大木傳一郎委員より発議案第1号「TPP交渉参加表明の撤回を求める建議について」の提案がありました。この際、本発議案について本日の日程に追加し議題と致したいと思っておりますがこれに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認めます。よって発議案については、本日の日程に追加し

議題とすることに決しました。なお、発議案の配布漏れはありませんか。
（「なし。」の声あり）

議 長 配布漏れなしと認めます。
発議案第1号を議題とします。
お諮りいたします。発議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めることに、御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 御異議なしと認めます。よって、これより発議案第1号について、提案者から提案理由の説明を求めることに決しました。発議案第1号について本案提出者、大木傳一郎委員から提案理由の説明を求めます。

23番 【発議内容を説明】

議 長 発議案第1号の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。発議案第1号「TPP交渉参加表明の撤回を求める建議について」を議題とします。これに質疑、御意見はございませんか。

15番 先月の、総会にて「国民への約束を守りTPP交渉参加断念を求める建議」を決定しています。同一の内容があるようですので、条件的な要件を追加してはいかがかと思えます。

23番 前回の建議とは、趣旨が異なっていると思っています。先ほどの提案は推移の状況により、検討してはどうかと思えます。

議 長 その他、御意見はございませんか。

（質問、意見なし）

議 長 御異議なしと認めます。お諮りいたします。発議案第1号「TPP交渉参加表明の撤回を求める建議について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 御異議ないものと認め、発議案第1号「TPP交渉参加表明の撤回を求める建議について」採決に入ります。

発議案第1号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。
なお、語句等に修正がある場合には、議長に一任させていただきます。

議長 次にその他でございますが、何かございますか。

(「なし。」の声あり)

議長 ないようですので、本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	7件
議案第3号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明について	2件
議案第4号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について	2件
議案第5号 農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)について	(別冊)
議案第6号 平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について	(別冊)
議案第7号 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について	(別冊)
発議案第1号 TPP交渉参加表明の撤回を求める建議について	

その他でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。
また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成25年3月25日の匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。